

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津山市	津山東	令和3年3月31日	令和2年3月31日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1,019ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	565ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	313ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	204ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	28ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	47ha
(備考) 転出して長い者、法人等組織が該当する年齢不明の農地面積がおおよそ14ha存在する。	

注1:④についてはR2年度までの中心経営体に登録があったもののデータになります。

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、津山東地区では157ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

## ■担い手について

津山東地区については、綾部と堀坂以外の地区については地域内の話し合いの結果に従うことを基本方針とする。綾部と堀坂は共に、中間管理機構や既存の営農組織に農地を貸し付けることを考えている。

## ■作物の作付けについて

津山東地区については、堀坂以外の地区は地域内の話し合いの結果に従うことを基本方針とする。堀坂は行政やJAなどの、農業関係機関の方針や計画に合わせることを考えている。

## ■基盤整備について

津山東地区については、綾部以外の地区については地域内の話し合いの結果に従うことを基本方針とする。綾部は基盤整備を行い、中心経営体へ農地を集約すること、行わず現状を維持することの2つの考えがある。

注1:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、2210筆、1,595,641㎡となっている。

■農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

■基盤整備への取組方針

原則として、地域の話合いの中で基盤整備について検討していくが、地元の要望に合わせて、効率的な農地の管理の観点から基盤整備を行い、中心経営体への農地の集積を行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付希望数(筆)	貸付希望面積(㎡)
1	上高倉	86	62,225
2	下高倉東	129	113,920
3	下高倉西	215	153,428
4	吉見	152	90,956
5	綾部	191	155,281
6	堀坂	153	91,911
7	妙原	75	34,589
8	三浦	19	10,614
9	草加部	214	194,413
10	野村	109	74,649
11	近長	113	111,599
12	檜	49	44,898
13	押入	106	63,338
14	高野山西	304	222,509
15	高野本郷	295	171,308
	計	1,611	1,201,821